

序章 景観計画策定の目的

1. 景観計画策定の背景

本市では、これまで旧加賀市、旧山中町それぞれが独自の条例（加賀市ふるさとの歴史的景観を守り育てる条例（平成7年）、山中町景観条例（平成6年））を策定し、山ノ下寺院群や山中温泉街などの伝統的なまちなみの保全など、美しい景観の形成に取り組んできました。

平成20年には合併を契機として「加賀市ふるさと景観条例」を制定し、景観の魅力向上に努めています。

このように本市は、景観形成に先駆けて取り組んできており、平成16年に制定された景観に関する総合的な法律である「景観法」に基づき、石川県においては中核市である金沢市を除き、市町では県内で最初に「景観行政団体」になりました。

2. 景観計画策定の目的とねらい

加賀市景観計画は、良好な景観形成に関する方向性を明らかにし、市民・事業者・市の協働により、加賀市の魅力的な景観を継承していくことを目的として策定します。また、本計画は次の3点を主なねらいとして策定します。

（1）地域の良好な景観を共有し、景観への意識を高める。

- ・本市の景観特性や課題をわかりやすく整理し、加賀市らしい良好な景観の目指すべき方向性や目標を明らかにして、多くの市民の景観づくりに対する理解を深めます。

（2）市民・事業者・市の協働による取り組みを展開する。

- ・様々な課題に柔軟に対応できるように、景観法に基づく景観計画や景観条例だけではなく、市民発意による景観づくりを推進するなど様々な仕組みを整備し、協働による景観形成を進めます。

（3）景観づくりからまちづくりへ発展する。

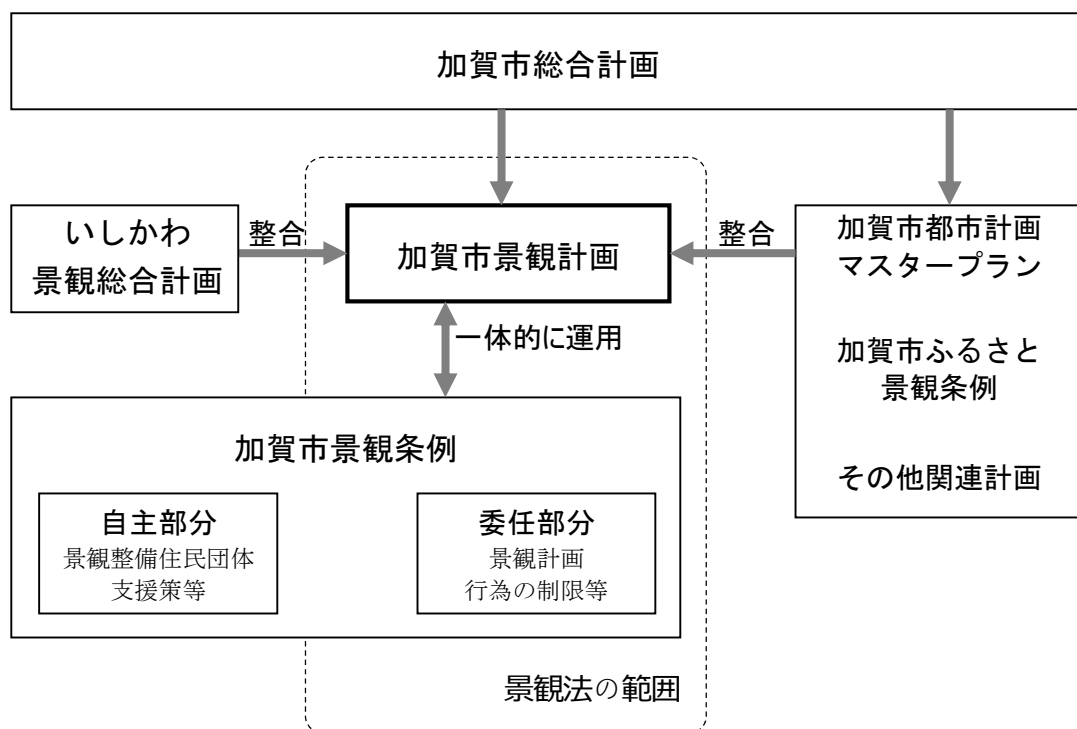
- ・全市的な景観形成に合わせて、地域ごとに市民発意での景観まちづくりが推進できるように道筋を示し、地域の積極的な景観形成を支援していきます。

3. 景観計画の位置づけ

(1) 景観計画の位置づけ

加賀市景観計画は、景観法第8条1項に規定されている「景観計画（良好な景観の形成に関する計画）」として策定するものであり、景観行政団体としての市と市民及び事業者による「景観づくり」を推進するための基本的な計画です。

本計画は、加賀市総合計画に即し、都市計画マスタープラン等の関連計画と整合が図られた、良好な景観形成を推進するための総合的な方策を示すものです。



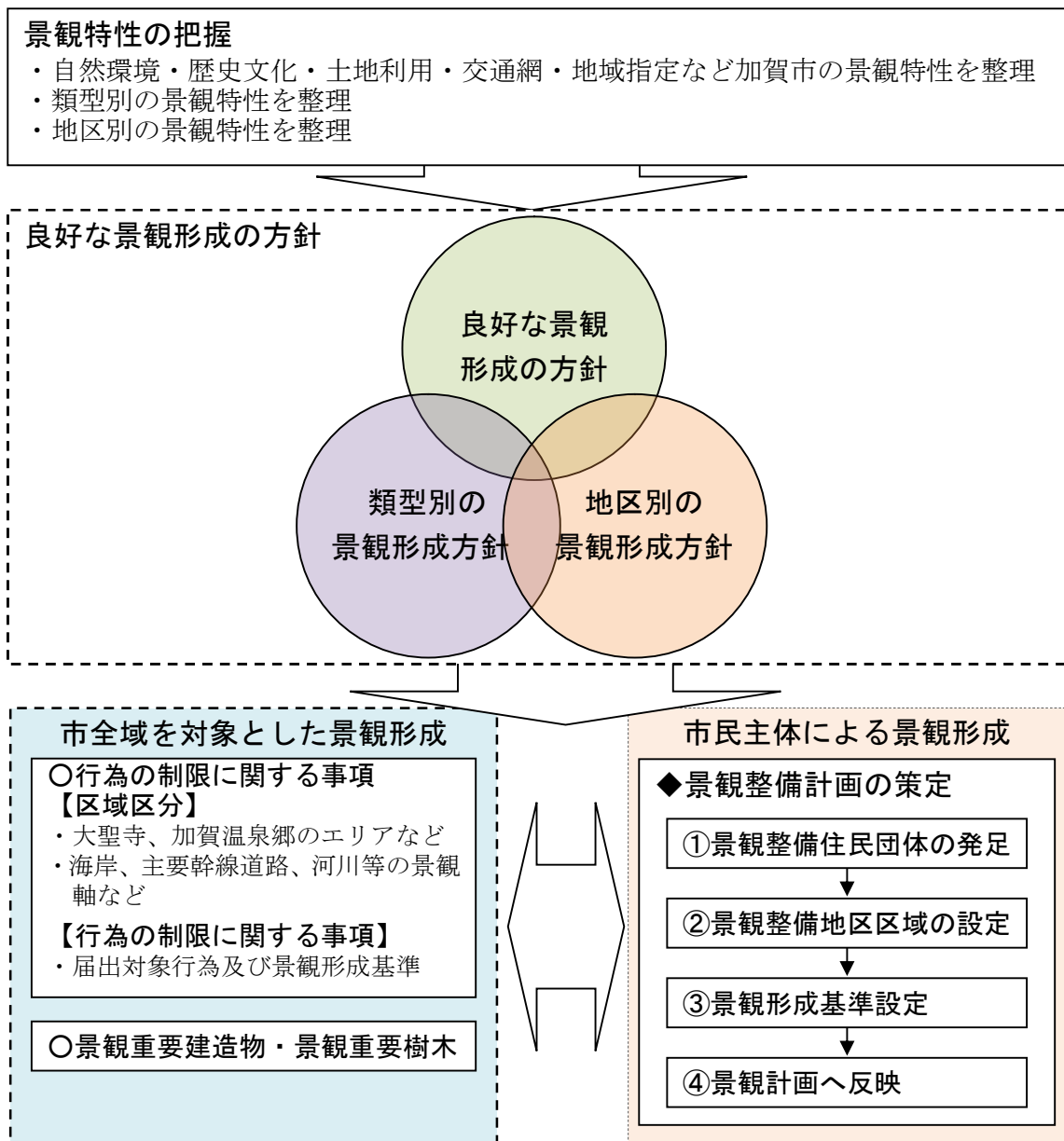
(2) 景観計画の体系

加賀市の景観づくりにあたっては、良好な景観形成を推進するための方針を「市全体の方針」、景観特性を踏まえた「類型別の方針」、地区毎の景観特性を踏まえた「地区別の方針」の3つの方針を設定しました。

この3つの方針に基づき景観づくりを推進するとともに、市全域及び景観形成上重要なエリアや軸において、景観に影響を与える建築物や工作物に対し、一定の規制誘導を図ります。

また、「景観整備計画」を市民主体で策定し、地域の景観づくりを推進できる仕組みを作りました。

景観計画の見直し・更新については、範囲の拡大、景観の拠点づくり、景観整備地区の追加・拡充等が行われた場合に随時実施し、内容の充実を図るものとします。



4. 景観計画区域

加賀市は、大日山を源とする大聖寺川と動橋川の流域に開け、鶴仙溪、江沼平野、柴山潟、鹿島の森、加賀海岸など個性あふれる自然景観や城下町の趣を残す大聖寺地区、重要伝統的建造物群保存地区である加賀橋立、山村風景を色濃く残す東谷地区などの歴史・文化的景観が多く残されています。自然・歴史・文化に培われた多様で豊かな景観資源を保全するため、日本海の海岸汀線から 1km を含む加賀市全域を景観計画区域として設定します。

■加賀市景観計画区域図■

